

パネルディスカッション

パネリスト

牛丸 聡（うしまる さとし）

早稲田大学政治経済学術院教授、社会保障審議会年金数理部会委員、中央社会保険医療協議会委員、博士（経済学）

早稲田大学政治経済学部卒業 / 東京大学経済学部卒業 / 東京大学大学院経済学研究科博士課程修了 / 青山学院大学経済学部専任講師 / 助教 / 同教授 / 早稲田大学政治経済学術院教授

栗林 世（くりばやし せい）

元中央大学経済学部教授、社会保障審議会年金数理部会委員

信州大学教育学部数学科卒業 / 経済企画庁入庁 / 経済企画庁物価局長 / 中央大学経済学部教授 / 連合総合生活開発研究所所長（平成 15 年 9 月まで）

近藤 師昭（こんどう のりあき）

日本年金数理人会相談役、社会保障審議会年金数理部会委員、（社）日本アクチュアリー会正会員、年金数理人

埼玉大学文理学部卒業 / 三井生命保険相互会社入社 / 三井生命保険相互会社常務取締役 / 日本年金数理人会会長 / 三井生命保険相互会社顧問 / 日本年金数理人会相談役 / 東京理科大学大学院講師（平成 19 年 3 月まで）

坂本 純一（さかもと じゅんいち）

（株）野村総合研究所 金融ITイノベーションセンター 主席研究員、（社）日本アクチュアリー会正会員、年金数理人

東京大学理学部卒業 / 東京大学大学院理学系研究科修士課程修了 / 厚生省入省 / 厚生労働省年金局数理課長 / （株）野村総合研究所 金融ITイノベーションセンター 主席研究員

宮武 剛（みやたけ たけし）

目白大学大学院生涯福祉研究科・人間学部子ども学科教授、社会保障審議会年金数理部会委員、同年金部会委員、財政制度等審議会・国家公務員共済組合分科会長、社会保険事業運営評議会・座長

早稲田大学第一政治経済学部卒業 / 毎日新聞社入社 / 論説室・論説委員 / 東京本社・科学部長兼論説委員 / 論説副委員長 / 埼玉県立大学保健医療福祉学部教授 / 目白大学大学院生涯福祉研究科・人間学部子ども学科教授

山崎 泰彦（やまさき やすひこ）

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授、社会保障審議会委員（年金数理部会長）

横浜市立大学商学部卒業 / 社会保障研究所研究員 / 上智大学文学部教授 / 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

宮武座長

司会進行役を務めます。御協力をお願いします。

坂本さんから、大変詳細かつ貴重な御報告いただきました。お礼を申し上げます。それと同時に、これからまた質問攻めにするということになりまして、大変過酷な役割になりまして恐縮でございます。

時間が予定より大分大幅に遅れておりますので、このパネルディスカッションも 50 分程度ということで短縮してまいりたいと思います。お許してください。

会場にご参加の皆様にも事前に質問をいただいておりますけれども、なるべくその質問も踏まえ、各パネリストにお答えいただく形で進めます。

最初に、今回のセミナーそのものの問題意識として、ベビーブーマーが大量に引退する時代を迎えた。アメリカ、カナダ、日本ももちろん同じでございますが、とりわけアメリカの場合は、1946～1964 年、大体 18 年間の長い期間にわたりベビーブーム世代が次第に退職をしていく。日本と異なり長期に及びますが、その総数は 7,770 万、ざっと 8,000 万人もの大量退職時代に突入していく。この状況を年金数理面から、近藤さん、どんなふうにごらんになっているのか。近藤さんの場合は、アメリカでの勤務経験がありになって、アメリカの年金も一部受け取っておられるということでございますので、そのご体験も含めまして、御意見を賜りたいと思います。

近藤氏

私は 1974 年 3 月～76 年の 7 月まで、クレジットでは、9 クレジットですか、ニューヨークに勤めておりました。支払い請求は平成 17 年の 11 月に日本の社会保険事務所にいたしました。マニラの事務所とかボルティモアの事務所、米国大使館などとやりとりしまして、1 年後に通知があり、65 歳 6 カ月から遡り支給されています。

年金額は、月額 145 ドル、家内が 70 ドルで、毎月の 3 日に銀行に日本の円で振り込まれております。家内の例えば 7 千円ほどの振り込みに、アメリカが負担している為替手数料と振り込み手数料が 2,500 円です。まとめてやれば良いのではと思いますが、1 年分まとめるとか。アメリカの年金受給者には、財務省が発行する小切手を毎月送るという形をとっています。

今、ベビーブーマーの話で、これから 20 年間で 8,000 万人の年金受給者が出ます。1 日 1 万人です。これを小切手でやったのではコストがかかってどうしようもないということから、この間もチラシみたいなレターが S S A から出ていましたが、「ゴードイレクト」という、日本でいうと銀行振り込みというのを一生懸命普及させようとしております。それで、この銀行振り込みをやれば、年間 130 ミリオンですから、約 140 億円の節約ができるから大いにやりましょうということで、学校その他でも普及のための教育をしているそうです。

米国では社会保障番号というのをもらわなければ生活ができません。銀行口座の開設に、クレジットカードを作るにしても、また、保険に入るときまで社会保障番号、要するに信用度合いを見るのかもしれないけれども、背番号ですから必要です。

私は一人事務所でやっていましたので、手続も全部やったのですけれども、毎月税金は小切手で払いますし、3 カ月に一遍、W 2 という給与明細と税金の明細などを送って

いたのですが、今は、さっきの坂本さんの話で、変わったようですけれども、年に1回の確定申告ではそれを付けて税のほうに送るとSAAとIRSが突合しております。ただ、確認についても機械的な確認ではなくて、手でやっていた部分も昔ありましたので、今でも毎年案内が来ますけれども、それには、あなた方の年金のもらう額というのはあなた方が責任持たなければだめですよと。要するに毎年の給与の明細その他については、年金受給が確定するまで大事にとっておきなさいというくらいの、何回も何回も、毎年念を押しています。やっぱり人間ですからミスがあるわけで、最終的には自己責任の世界のアメリカで、自分が悪いんだよ、きちんとやらなければということを確認に打ち出してきているような気がします。

宮武座長

ありがとうございました。今、「自己責任」ということが出ました。日本でも、被保険者の申告が年金の受給時などに必要なわけですが、社会保険庁におけるいろいろな不祥事が起きて、年金の記録管理が大きな社会問題になっております。冒頭の報告では詳しく触れておられませんが、年金の記録管理について、アメリカでは、どんな問題を抱えているのか、坂本さんに補強説明をお願いできますか。

坂本氏

我が国の年金の記録問題につきましては、世界的に有名になっておるようでございまして、アメリカの社会保障庁を訪問しましたときも、えらい大変なことになっているなといった話が出たところでございます。

では、アメリカはどうかと聞いてみましたら、アメリカでも、社会保障番号の手続きについては今はほとんど電子化・IT化されておりますけれども、入力の際に間違いが生じるということが1つあるようでございます。また、アメリカがほとんどの手続きを電子化したというのは最近のようでございまして、10年ぐらい前まではかなりの部分が手作業が入っていたということで、手書きで、例えばSSNを発行する末端の事務所では手書きで手続きをして、そのうちの個票といいますか、その写しが電算処理されるといった形をとっておったものですから、やはり間違いがあると。手書きの中での間違いがあるということで、重複払い出しというふうなものもSSNそのものにもあるといった話を聞きました。

そういう意味で、日本でよく言われます不突合の問題というのはアメリカでも常に発生するようでございまして、それをなくさないといけないことは確かだけれども、もう一方で、人間には間違いがないという前提そのものがおかしいんじゃないかということも言うておりました。そういう意味で、アメリカでも同じような性格の問題はあるのではないかと聞いたところでございます。

宮武座長

先行きの財政的な安定性が保てないということで、坂本さんいわく、アメリカでは「小田原評定」のように長い間議論している。最近になってかなり詳細な論点メモが出てきた。この最新の論点メモをもとにアメリカの年金制度が直面している課題と、どうやっ

て乗り切っていこうとしているのか。そこに焦点合わせて皆様の御意見を聞きたいと思っております。論点整理メモの中でも、将来世代の公平性のための「真の積立金」にしようという対処策が出ている。現在の積立金は、真の積立金ではなく見かけ上はあるけれども、借用証書を持っているだけで、そのお金が返ってくるのかどうか分からないという大変な事態だと思います。各パネリストの皆様はどんな感想をお持ちになり、再度お聞きしたいことが坂本さんにあれば、順番に御発言願いたいと思います。ご自由に手を挙げていただければ結構でございますが、皮切りで山崎さんいかがですか。

山崎氏

実務的なことでお尋ねしたいのですが、アメリカでは1ドルでも収入があれば保険料の徴収の対象になると、こういうことでしたが、アメリカは基本的に申告制でございますね、税のほうは。したがって、自営業者もOASDIに被用者と同じように加入しているのですが、恐らく自営業者は収入から経費を控除した後の所得に対して税がかかり、かつ社会保障税がかかると、こういうことだと思いますね。

そして、それに対してサラリーマンは、1ドルでも収入があればかかるということなんでございますが、したがって、サラリーマンの場合は、税の課税ベースと社会保障税の課税ベースは違うということで理解してよろしいのでしょうか。

坂本氏

それは所得控除があるかというふうな問題になるわけでございますね。

山崎氏

はい。

坂本氏

その辺は、済みません、私はよくわかりません。恐らく自営業者の場合とサラリーマンの場合で、その辺、変えているとは思いますが、そもそもフォームが違うわけですから、その辺、何らかの形での違いがあるようには思うのですが、済みません、そこは調べておりません。

山崎氏

今に関連するのですが、カナダの場合は、被用者の場合も一定額を控除した後の所得に対して保険料かかっていますよね。

坂本氏

はい。

山崎氏

したがって、カナダの場合はわかるんです。結局自営業者と同じような保険料のかけ方をしているのですが、アメリカがどうなっているかなと思ひまして、これは実は日本

の低所得者に対する保険料のかけ方にも私関心があるものですから、お聞きしました。

宮武座長

確定申告をサラリーマンもするわけですね。日本のように法に定められた各種の一律的な控除ではなく、個々人の経費という形で控除になるわけですね。

坂本氏

そうですね。

宮武座長

似かよってはいますよね、自営業の場合は。それは別にして、牛丸さんいかがですか、全体的なアメリカの今直面している問題について、坂本さんの御報告をお聞きになった感想と、もし再度質問がございましたらお願いします。

牛丸氏

アメリカの話ということですが、カナダともあわせて、先ほど詳細なお話をいただいて非常に勉強になりました。カナダの場合には結局改正が行われました。ところが、アメリカの場合はなかなかできなかった。この背景は何でしょうか。国民の受入れがなかったということですか。アメリカの場合には、政治的な難しさということでしょうか。そのことをお聞きしたいのです。

財務省の危機感ということで論点整理が出ましたが、これは大変勉強になる論点整理だと思います。その中で、例えば公平性をはかる指標がいくつか示されています。これは我々数理部会としても今後参考になる指標だと思いますが、細かく言うと、いろいろまだ言いたいこともあるのですけれども、この指標を1つ出したということは公平性に関して何らかの考え方を示したということになります。

ところがカナダの場合は、財政的に厳しくなるということで、大胆な保険料の引き上げ、一方で給付額の削減をしていますが、公平というか、この辺の、そもそも年金のあり方に対する見方が見えてきません。それに対してアメリカは躊躇してなかなか実現できませんが、一応こういう考え方を示してきました。この辺の違いには何があるのでしょうか。背景は国民の反対なんでしょうか。

坂本氏

アメリカの場合になかなか改革の議論が進まないという1つの大きな背景というのは、まだそれでもゆとりがあるという面が1つあるのではないのかと思います。我が国の場合には、非常に出生率が低下して、かつ平均余命が延びたということから、将来の財政についても非常に厳しい状況が見通されたということがあるわけですが、アメリカはまだそこまで行ってないですね。

しかしながら、財務省のほうは現実問題として、現金を用意して社会保障基金に返さないといけない、こういう問題が出てきましたので、財務省のほうから、むしろ積極的に出てきたと。そして、財政均衡といったものも、その運営の中で非常に重要な要素と

考えている、保険人材省ですか、またSSAとしましても、財務省の発言というものに対しては、それは1つの改革の契機になればということは考えているので、それを積極的にサポートしている面はあると思うんですけども、全体の学者の中では、アメリカの人口構成というのがまだまだ、ほかの国に比べて安定的であるといった認識が強いのではないかと、そんな感じがいたしますが。

牛丸氏

まだ余裕があると。

坂本氏

余裕があると。

宮武座長

その点に関しては、ナンバーワンの論点のところ、経済成長率の上昇自身は問題解決の助けにならないというような表現があって、その一方で、経済成長率の上昇は改革をより容易にすると、こういう言葉がございしますが、これはどんなふうに解釈をすればいいのでしょうか。坂本さんの理解は。

坂本氏

1つは、経済成長がありますと、それだけ給付も上がるということで、財政的には、特に改善するところはないということですが、もう一つは、経済成長があれば、例えば給付の抑制とか、時にはアメリカの場合、これが問題になるかもしれませんが、保険料の引き上げについても余裕が出てくるといったことで改正の助けにはなると、そういう認識は持っているのではないかと思います。

宮武座長

栗林さんいかがでございますか、アメリカの現状についてはどんな印象を持たれましたでしょうか。

栗林氏

坂本さんにお伺いしてばかりいて申し訳ないのですが、2点ほどお伺いします。カナダとアメリカの全般的な感想については、また後ほど述べる機会があると思いますので、まず細かい点で、1つは普通の国と言ったらおかしいですが、ほとんどの国では、例えばOECDの新しい分類によると、1階建て、2階建てということで、1階建ては所得再分配を非常に強くする。2階のほうは所得比例で保険方式をとるといって、そういう2つの分類がとられています。

アメリカの場合には、説明を見ていますと、普通の国の1階部分に相当するところがないわけですね。そうすると一般に年金制度の基本的な目的として挙げられているのが貧困の、特に高齢者の貧困の救済と、それから分配目的という2つがあるわけですが、アメリカの場合、基礎年金に相当するような年金がないことが貧困救済問題を起

こさないのかという疑問を持つのですが、もしわかりましたら、その点を1つ教えていただきたいと思います。

もう一つ、アメリカの積立金の運用は、先ほどよく説明していただきましたように、ほかの国と変わった点で、それが後から真のプリファンディングという問題が出てくるわけですね。ですから、なぜそういう方法をアメリカはとったのかというのが1点と、もしこれが一般的な真の積立になっていれば、経済成長などがあれば、当然収益率が上がっていくわけですから、その面から経済成長は年金財政に影響を与えるという面も強く出てくるのではないかという気もしますので、その2点について、もし坂本さんのほうでおわかりになったら教えていただければと思います。

坂本氏

まず第1点目でございますけれども、OASDIそのものには、今、先生御指摘のように、低所得の人に対しては低い額の給付しかない、そういうところがあるわけですが、これはOASDIだけで考えてはいけないので、アメリカにはサプリメントリーセキュリティインカム（SSI）という制度が同時に導入されておりまして、こちらのほうは生活保護的な給付になるわけでございます。この生活保護的な給付ですけれども、これはOASDIと一緒に導入されたという経緯がございます。その分は、そういう生涯所得が低かったという人に対しては拠出なしの給付を行うことによって老後の生活資金の基本的な部分を補うという考え方があるようでございまして、SSIという制度自体、社会保障庁で運営されています。ある意味で一体として運営されていると、その考え方の中に、今、先生が言われたような疑問点に対する答えがあるのではないかと思うところでございます。

栗林氏

それは資産調査付きのものだと考えていいんですか。

坂本氏

はい。収入はなくても、もう働かなくても十分食っていけるという金持ちのビル・ゲイツのような人の子どもであれば、AIMEとしては非常に低い額が出てくるかもしれないわけですが、そういう人を除くために資産調査をやるということのようでございますが、しかし、それはOASDIと一体となっている給付という位置付けがアメリカではあるようでございます。

それから、アメリカの積立金の運用ということですが、こういう借用証書だけのものになったということがあるわけですが、アメリカには非常に固いプリンシプルがあるようでございまして、政府が扱うお金は民間の市場を攪乱してはいかんと、そういう原則があるようでございますので、政府にそうやってたまったお金を民間の市場に持っていくということは良くないという考え方というか、原則のようなものがあるようでございます。そういう意味で、政府部内で運用するしかなかったということがあるのではないかと、そんな想像しておるのでございますが、常にこの積立金を、先ほど座長がおっしゃいましたように、真の積立金にするための議論は出てくるのですけれども、そ

れが民間の株式市場、資本市場に流れること自体に対してまた反論が出てくると、そういう繰り返しがあるような感じがいたします。

牛丸氏

民間に公的な資金を流さないという、そのポリシーは結構なのですが、いわゆる真の積立金の形成をしないで、必要なときに保険料率を上げるとか、あるいは給付額を下げる、そういう道も当然あるわけです。それをとらないで、真の積立金の形成を促進しようとする、それはどういうことでしょうか。

坂本氏

この辺になりますと、想像で物を言うしかないのですが、1つは、この財務省の報告書の中に繰り返し出てくるのですが、たとえ社会保障基金でのプラス、黒字が一般会計の赤字を賄っているとしても、その一般会計の赤字の支出そのものがちゃんと正当化された支出である、むだではないということが続いておれば、将来一般会計から社会保障基金のほうに戻すことになっても、それは国債発行なり増税ということで国民の納得は得られるはずだと、そういう前提を書いているんですね。

そのことから推測いたしますと、一応社会保障基金がそうやって規律ある財政運営の下に運営されている一般会計に貸付金を持ったとした場合には、それは必ず返されてくるはずだと、そういう前提が1つあったのではないかと思います。

牛丸氏

暗に信頼できないのではないですか。

坂本氏

現実はどうかというのはちょっと……

牛丸氏

信頼できないか、あるいは政治的になかなか増税とか国債発行というのは難しいと。そういう制約があるから確実な方法として積立金の形成を推進しようとしている。実質的な賦課方式ですね。

坂本氏

結果としては実質的に賦課方式になっているということが言えようかと思いますが、その辺になりますと、私もどういうふうを考えていいかはちょっとよくわからなくなるところでございます。

山崎氏

また、大統領選があるわけでございますけれども、主として最近の議論は、ブッシュ政権下で進められてきた議論で、委員会の委員の人選もちょっと偏っているのではないかと批判があったというわけですが、仮に民主党政権になったらどうなるのでしょ

うか、民主党あるいはその関連のブレーンの人たちがどのようなことを言っているのかということをお聞きでしたらお聞きしたいと思います。

坂本氏

民主党政権の問題意識というのは、先ほど出てきました Moynihan が生存しておられた頃にかなり民主党の中でも勉強会をやっておったようでございまして、Moynihan の考え方というのはかなり浸透しているように伺っております。そういう意味では財政均衡を何とかしないとイケないとかという問題意識は持っておりまして、ブッシュ政権が今回の提案をしましたときも、財政均衡の案を早く出せといった催促も民主党から共和党のほうにはしておったようでございます。しかしながら、最終的に出てこなかったし、いろんな場面で、これは年金とあまり関係ない場面で両者が対立する場面があって、民主党のほうがそれによって態度を硬化させて、個人勘定案を引っ込めなければ年金の審議はしないというふうなところまで言い切ったという点があって、その後、議論が立ち消えになってしまったというところがあるように思いますが、先ほど Moynihan の提案というところに出ていますように、財政の均衡を回復するというところについては、民主党の議員も十分問題意識を持っていると、そのように考えていいのではないかと想像しております。

宮武座長

近藤さんいかがですか、アメリカの現状と打開へ向けて手探りをしている状況をどうご覧になりますか。

近藤氏

ブッシュ政権で、最初に個人退職勘定を新設、現行制度の物価スライドを入れて給付削減をすれば財政不足の70%は解決するだろうというようなものを出したのですが、この中で特徴的なのは、1950年以前に生まれた者は除外することになっています。55歳以上です。これは表面的な理由は、「退職時の消費水準を変更するためには時間的な余裕がない」のでこの人たちは除いたのだと言っているのですが、実際にはこのような経済学的理由でなくて政治力学が働いておりまして、全米退職者協会（ARP）というのは50歳以上の人間が入っている巨大な、ロビー活動もやっていますし、大きな組織です。この会長が言っているのは、現行制度を維持した上で、要するに自分たちが不利にならないければ、個人退職勘定をやっても構わないよというような意見を言っているわけですね。

支給開始年齢を上げないとか、そういう自分たちの権益を守る。今度の大統領選挙でも当然大きな発言力を持つわけですから、ここら辺のところは日本とは違って改革を難しく混乱させている1つの原因ではないかなという気がします。

宮武座長

ありがとうございました。時間ございませんので、次、カナダにまいりますけれども、カナダについても、大変詳細な報告を受けました。日本でも1階部分つまり国民年金、

給付時は基礎年金と名前が変わりますが、その1階を全額税方式にしようという提案がございます。カナダは、まさに1階部分を税方式にして、2階部分は報酬比例という形にしている。この仕組みの中で、急速に保険料を引き上げて、年金制度の安定性が確保されたという報告を受けました。皆さん一言ずつ、カナダの年金制度の現状について日本と比べ、あるいは1階全額税方式の是非も含めて、どんな感想や印象をお受けになりましたか、御自由に御発言願えればと思います。

山崎氏

非常に長期にわたって財政の均衡を図ることができる安定性を確保できたというわけですが、このパワーポイントのページ番号ですと、53ページでございますが、3年ごとの財政検証において、財政の均衡が崩れていることが判明し、政治的に解決方法が見出せない場合の解決法も書いてあるわけですね。保険料率が財政の均衡に必要な保険料率と現在の保険料率との差の半分相当の率だけ引き上げる。そして財政の均衡が回復するまで、年金給付のスライドを停止すると、ここまで書いているわけですから、政治的に合意が得られない場合も均衡がとれる措置をとることにはなっておりますから、これはすごいなと思います。

この手前までは日本も来たんですね。しかし日本は給付と負担の均衡が得られなくなったとき、つまり18.3%の保険料率、基礎年金の1/2の国庫補助を財源にして、50%の所得代替率が達成できない見通しになったとき、改めて給付と負担の関係を見直すということでございますが、そういう面でカナダの規定はとても大胆な英断だったと思います。できたら日本もいずれはこういう規定を入れていただきたいと思います。感心しました。

宮武座長

ほかの方々いかがでございますか。牛丸さんどうぞ。

牛丸氏

先ほどアメリカのところでもお聞きしましたが、41ページの98年の改正内容を見ますと、給付の9.3%削減とか、保険料率を6から9.9%に引き上げるとか、こういうことでかなり大胆だと思います。これができたということはアメリカと違って、国民の反発はなかったのでしょうかということ、それによって安定性といいますか、持続可能性といいますか、それは保証されるようになったと思いますが、それとともに大事なのが公的年金のあり方というか、受給者や被保険者にどういう役割を果たしているかということで、その辺の検討はあったのでしょうか。

今回の御説明の中では、どちらかというところ、財政的な側面と安定性という、お話が中心だったもので、先ほどのアメリカの場合には、何か個人勘定のほうにどうも流れてはいる感じがしますが、それでも財務省の論点整理の中では公平性という、そういう考え方が出てきています。それと似たようなことが、この改正プロセスの中でカナダでは検討されていたのかどうか、意見として出ていたのかどうか、そこを確認させていただきたいのです。

坂本氏

カナダの1998年の改正のプロセスにおきましては、そういう給付の十分性とか、世代間の公平性というふうなところ、議論は出ておったようでございます。ただ、一番決定的になりましたのは、積立金が減るという現実を目の前にしたときに、まずは財政の均衡というところに改正の焦点が当たったということはどうも否めないのではないかと印象を持っております。これも私の調べましたところの印象だけでございますので、プロセスとしてどれくらいのウエイトがあったかということは確かには申し上げられないのですが、実は1998年の改正というのは、96年に最初の法案が出まして、それが頓挫したのです。その頓挫する過程の中で、そういう給付の十分性といったようなテーマについての議論が出ていたように思います。ちょっと想像の域で申し訳ないのですが。

牛丸氏

そうしますと、積立金がそのように少なくなるというところで、国民も最終的には納得した。それでこの改正が成立したと、こういうことでしょうか。

坂本氏

割り切ってしまうのは危険だと思いますけれども、かなりの強いインパクトとして、積立金が減るということを見たときに、財政的に非常な問題が起こっているというふうな印象を与えたことは確かではないかと思えます。

宮武座長

栗林さん、どうぞ。

栗林氏

またお伺いするような感じになってしまうのですが、一般に日本でもアメリカでもそうですが、基本的にベビーブーマーの問題もありますけれども、人口動態が制度にどういったインパクトを与えていくのかというのが非常に基本的な問題になっているわけですね。ちょっと勉強不足なのですが、カナダの場合に、今いろいろと説明していただいた中に人口動態の動きをどのように制度の中に組み込んでいるのか、それがよく理解できなかったものですから、もしそういう点がありましたら教えていただきたいというのが1点と、もう一点は、5.5年分を持つというのは何を意味するのかというのがよくわからないのですが。例えば、3年でいけなくて、なぜ5.5年分なのか。日本だと有限均衡方式で1年分ですよね。5.5年分にするというのに関して何か議論があったのでしょうか。

そのほか、私はカナダのやり方には全般的に非常に感銘を受けているのですが、その点、教えていただければありがたいなと。

宮武座長

坂本さん、何度も恐縮ですけど、お願いします。

坂本氏

人口動態をどう組み込んでいくかということにつきましては、確かにカナダの場合、いわゆるエクспリシットには出てきていないわけですが、カナダがそれを代行させるような措置として、先ほど何回か出てまいっています、山崎部会長が、これはいいアイデアではないかと言われた財政の自動均衡措置ではないかと思えます。つまり、人口動態というものが変化したことによって、仮に保険料が上がる事態になっても、それを吸収するのが、政治的に解決が得られなければ自動均衡措置によって保険料を半分程度まで上げて、その残りはスライド停止によって均衡を図っていくと、そういう点で解決できるのではないかという見通しをカナダは持ったと、その点で、今、栗林先生がおっしゃいました点をカナダは吸収したのではないかと、そのように感じるところでございます。

それから、5.5年分をなぜ持つかという、その根拠を、済みません、いろいろ調べてみたのですが、ここはあまりはっきりしないようでございます。1つは、5.5年分を持つことによって、どれぐらいの運用収入を給付の財源にできるかというふうな検討をやっている、そういう資料は見たことがあるのですが、しかしながら、それがどういう議論を経て5.5年という結果になったのかというのは、恐れ入ります、見たことがございません。

宮武座長

厚生年金も5年分程度の積立金を持っているわけですが、カナダの場合も確かに5.5年分ですが、金額では日本円換算で10兆円とか、11兆円ですね。この程度のファンドであれば、非常に機動的に動かせる、国内での運用はもちろん海外の投資についても機動的な運用が可能だと思うのですが、そのため極めて高い利子を見込んでいると考えてよいのでしょうか。大丈夫かなと思うぐらい高いですね。

坂本氏

これにつきましては、恐らくそういうところを見込んだ上での期待収益率というもので設定しているのだと思えますけれども、実質的運用利回りというのでしょうか、賃金を上回る率として2.9を設定しているというのは、世界的に見てもちょっと高い率ではないかと、そういう感じがいたします。

宮武座長

近藤さん、遅くなって済みません、何かございましたら。

近藤氏

アメリカにも関係しているのですが、移民率というのをここで使っているのですが、日本の場合、外国人労働者が多く見られますが、これは人口動態統計の将来推計の中に組み込んでいると理解して良いのでしょうか。

坂本氏

これは社会保障・人口問題研究所が5年に1回出します将来人口推計の中に国際人口移動というのは含まれておりますので、そこで見込んでいると考えていただいているのではないかと。

近藤氏

特に率としては出さなくても反映しているということですね。

坂本氏

はい。

近藤氏

それから、首席年金数理官室で翻訳してくれたカナダのピアレビューで、我々も数理部会として少し考えていく必要があるのかなと思うのは、不確実性ということについてもうちょっと理解してもらおう努力が、要するに何かやると、あたかもこれが絶対正しいというような表現をしてしまうことがあるので、48 ページのところにあるのですが、不確実性というのはあるんだよということを全員に理解してもらわないと年金の議論は長期的な議論なので、これが100%正しくて、これからずれたならば、それはおまへの間違いなんだということが出ないように、もうちょっと不確実性についても、我々のレポートで書く必要があるのかなという気がします。

宮武座長

もう一つ、カナダではピアレビューが導入されているということが御報告ありましたけれども、近藤さんは数理人としていかがですか、こういうピアレビューのやり方や、必要性について。

近藤氏

これは大変いいことだと思います。それで我々年金数理部会にそれを法律というか、閣議決定で要求されているのかわからないのですが、数理部会としてもそういう形の報告書にしたほうが、もうちょっと表現が変わってくると思います。

もう一つは、組織の改正があって、厚生労働省の年金局の中の1つの組織としてこういうのを持つというのは、年金局の中で、一方が計算し、他方が評価する、自分でつくって自分で評価するような組織が同じ局内にあるというのはいかがかと思うので、本当にこういうものを日本で行うとしたら、第三者的なところに持って行ってやるということにしないと、中立的な立場で財政検証をしているにもかかわらず、理解していただくのは、大変ですね。

宮武座長

もう一つ、私のほうから補足でお聞きしたかったのですが、カナダの場合、税方式の1階部分があって、それは給付される時点で、だいたい日本円で言うと600万円ぐらい

の年収の方から減額が始まり、1,000万円ちょっと超えたぐらいで全額年金停止という Claw back という仕組みを設けている。同じ方式を日本で、もし導入した場合にどんな効果があるのかということ、社会保障国民会議で内閣府にシミュレーションを頼んだところ、同じように600万円から始めて1,000万円で全額停止にする方法では、あまり財政的な効果はない、という結果に終わった。

カナダの場合、Claw back というものが導入されたことで、年金財政が非常に楽になったとか、あるいはかなりの効果があったのかどうか、お聞きしたいのですが。

坂本氏

その点につきましては、何と言ったらいいのでしょうか、マイルドな給付調整措置でございますので、この点につき Claw back が導入されたことによる財政効果というのはそんなになかったということでございます。ただ、将来的にこれをどういうふうにしていこうとしているのかというのはまだよくわからないところでございます。

宮武座長

お金持ちにご遠慮ください、ニーズに応じて給付する、という公的な年金制度の理念なのでしょう。だんだん時間が足りなくなってまいりました。きょうはアメリカとカナダの現状と先行きの対策について、坂本さんから大変詳細な報告を受けたわけでありませうけれども、全体を通じて、日本の年金制度の現状と先行きに比べ、どんな感想を持たれたのか。もちろん日本でも2004年の年金改正で保険料先決め方式ともいべき保険料固定方式に踏み切り、マクロ経済スライドで給付を調整していくという大胆な改革が行われました。その改革途上の状況も含み、ご意見をいただければと思います。

山崎氏

1つ感じましたのは、社会保険を生み出したヨーロッパ大陸、ドイツなりフランスで、巻末の資料にもありますが、財源の1/4ぐらい国庫負担が入っております。イギリスには原則なしです、アメリカもありません。一般財源は使わないということでございます。カナダも1階部分と2階部分に財政が分かれておりますが、2階の保険の部分については一切国庫負担がないということでございます。日本の場合、1階と2階の財政が一体化していて、給付と負担の均衡を図る調整手法として、保険料を引き上げる、給付を引き下げる、そしてもう一つ、日本は国庫負担を引き上げるという調整手法がありまして、3つの調整手法をもっているということになるのですが、そのことが給付と負担の関係を時として不透明なものにして、財政規律を確保するという点では、よく言えば弾力的な対応ができるのですが、あいまいにしてしまう要素があるのかなという気がいたしております。

感想でございます。

宮武座長

ありがとうございます。どうぞ、御都合のいい方から結構でございます。牛丸さんよろしいですか。

牛丸氏

本日は坂本さんに非常に丁寧に説明していただいたので大変勉強になりました。その説明をお聞きしまして、また皆さんとの議論といいますか、それをお聞きしまして、最後に4つ感想として述べさせていただきます。

我が国の基礎年金に関していろいろ議論があって、今後どうなっていくか、さらに検討されると思います。カナダでは、OASとGIS、さらにはClaw back。日本の場合には基礎年金と生活保護。基礎年金は保険方式、生活保護は税方式で資力調査。その中間的なところがGISということで、今後の基礎年金を含めた基本部分でしょうか、そこを考えていくのに、カナダの制度は1つ参考になるかなというのがまず1番目の感想です。

アメリカでは最終的にまだ改革が行われておりませんが、それに向けていろんな報告書が出されてきました。財務省の論点整理というのが出されてきているわけですが、これはそれなりに勉強になりました。加えまして、カナダのピアレビュー、こういうものは今後、数理部会もそうですが、年金改革をしていく上において非常に重要であるということに改めて感じました。これが、2番目の感想です。

と同時に、そういう素材があった上で、そういうことを含めて国民にどのように状況を説明するのか、また、改正をするならば、それを納得していただくのか。実はここ数カ月強く思ったのは、皆さん御承知のように、後期高齢者医療制度に関して、非常に広報が不十分であったということです。いろんなことが十分に伝わっていなかったということが明らかになりました。同じように、年金改革においてもいろんなことが国民に果たして伝わっているだろうかということで、財務省の先ほどの論点整理にしましても、ピアレビューをしたとしても、それらを国民にいかに伝え、そして納得していただくか、そのことが重要だということを感じました。それが、3番目の感想です。

最後に、今回のテーマはベビーブーマーということですが、我が国の場合もこれから大変になってきます。このベビーブーマーの影響というのが、年金にどういう影響を及ぼすかということで、この2つの国の事例を検討したわけですが、我が国の場合も当然これによって年金制度をどうしていくか。結局、急激に受給者が増えて、一方で支える人が少なくなるという、そのリスクをいかに広く世代に分散させていくかということだと思います。そのために積立金の形成とかいろんなやり方がありますが、それを年金の場合どのようにやっていくか。これを検討していかなければいけないと思います。

しかし、それにとどまらないでしょう。数理部会とか、ここは年金の話ですから、そこにとどめなければいけないと思いますが、当然医療とか介護、さらには税金の問題、そこにもつながっていくはずですが、ベビーブーマーの存在というのは、当面は年金制度のあり方ということで我々は議論をしなければいけないのかもしれませんが、それを含めて政府全般、医療とか介護、それから税金を含めて議論をしなければいけないということ、今回のテーマの下で考えて、その重要性を改めて感じました。それが、4番目の感想です。以上です。

宮武座長

どうもありがとうございます。栗林さんどうぞ。

栗林氏

率直に言いまして、カナダとアメリカの制度はある意味で非常に対照的な制度になっていますので非常に勉強になったと考えています。特にアメリカの場合には、報酬比例年金に所得再分配機構が組み込まれている点に興味をもちましたが、これから改革がどのように進んでいくかということで、特に先ほど申し上げましたように、人口動態から来るインパクトをどういうふうに組み込んでいくのかというのは非常に興味があるわけです。その点では日本のほうが進んでいるわけで、完全ではないと思いますが、2004年の改革で一応それなりに組み込まれてきているわけで、問題はそれをこれからむしろもっとどういう形で自動調整まではいかないにしても、人口動態が、数値で組み込むのではなくて、ルールとして組み込んでいくような形にしてやっていくと非常によくなっていくのではないかと思います。

もう一つは、カナダから学んだことといたしましては、1階の部分というのは税でやることに意義があるのではないかと考えています。確かにいろんなモラルハザードの問題とか出てくるかと思えますけれども、税でやることによって貧困救済や所得再分配の考え方を非常に強く打ち出すことが可能になってくるということですね。ですから先ほど Claw back 制度というのがありましたけれど、あれは財源にどういう影響を与えるかというよりは、国民に信用してもらうために所得再分配という考え方をどれだけ強く打ち出せるかということではないかと私は思っているわけですね。基本的に年金が認められるかどうかというのは、人々が年金を信頼するかどうかということですから、いわゆる透明性を高めて、各人がどれだけ拠出したものが、どれだけ自分にはね返ってきて、どの分が保険的にはね返ってくる部分で、どれだけが連帯感として税になって使われていく部分かというのがはっきりと示せるような、そういう形に数値が明示されると、今後、日本の制度はよくなっていくのではないかと考えた次第です。

宮武座長

近藤さんいかがでしょうか。

近藤氏

多分カナダは、「14%になったら大変だ」というのがキャッチフレーズというか、キーワードになったのではないかと思います。年金改革論議というのは経済哲学だとかイデオロギーだとか、これも我々十分注目する必要がありますが、一般の有権者レベルに複雑な年金制度を簡単に理解してもらうには、これは文書で書いても理解はできないんです。だから、そこは印象的なキャッチコピーだとかキーワードの提供が非常に重要になってくるのかなと。

現在のアメリカの場合には、この改革案というのはどっちつかずで、だからいいんだよというのは出てきてないわけです。これがはっきり出てこないともアメリカも進まないし、また、日本でも上手なキャッチコピーを考えることが重要となります。「年金崩壊」なんていうのは確かに危機感をあおるにはおもしろかったのかもしれませんが、実態とは全然違うわけですから、正しいキーワードとかキャッチコピーというのは本

当にこれから我々有権者レベルが理解するにも大変重要な情報提供の1つではないかなという気がします。

宮武座長

ありがとうございました。アメリカ、カナダと比べ、日本の場合は長命化で受給期間が圧倒的に長い、支える側の人数は、これも圧倒的に出生率が低く、このままでは急減していく。しかも、アメリカやカナダでは外国人労働者に門戸をかなり開放し、彼らの定住化で年金制度などを支えている面もあるのですが、日本にはその要素も今のところはない。こんなに悪環境の中で、日本の年金制度はほんとに大丈夫か。坂本さんは2004年の改革で年金数理の責任者として保険料固定方式やマクロ経済スライドを導入された一人ですね。その御経歴も踏まえ、アメリカ、カナダと比べて、日本の年金制度は安定している、と言えるのかどうか教えてください。

坂本氏

これは非常に難しい問題だと思いますが、少なくともアメリカに対しては十分誇れるのではないかと考えておりますし、現にアメリカで、さっき栗林先生が、人口動態的なものを組み入れるような何かメカニズムをアメリカが考えるかどうかということをお話になりましたですけれども、実際今アメリカでいろんな研究をしております、スウェーデンの自動均衡措置、あるいはドイツの持続可能係数の導入と。それと併せて日本のマクロ経済スライドも一応いろいろ調べてくれているようでございますので、そういう意味では、栗林先生がおっしゃいましたような問題意識をアメリカは持っているのではないかと。そういう意味で、日本はアメリカにヒントを渡せる1つの国ではないかという誇りを持っております。

ただ、カナダにつきましては、確かに年金財政として非常に安定した制度を今つくり上げているのですけれども、印象としまして、まだ制度が小さいといいますが、給付水準にしてもちょっと低いですし、歴史も浅いというところがありまして、この点でも日本は、カナダにも、今度何かカナダで問題が起こったときに少しはアドバイスできる要素は持っているかなと。ただ、カナダはいろんな、割とこれまでもアイデアを出してきていますので、自分で恐らくもちろんできるわけでございますが、日本から見た、カナダの年金制度の1つの欠けている点は、先ほどから少し出ていますけれども、そういう社会保障の視点といいますが、給付の十分性といったあたりがよく打ち出されていないように思うのですが、その辺が日本としてアドバイスできる点になるのではないのかなと、そんな気がいたしております。

宮武座長

ありがとうございました。マクロ経済スライドによる調整期間というのは、年金財政にとっては給付水準の伸びを抑える仕組みと期間ですが、実はそれだけではなくて、その期間中に、例えば女性たちが働きながら子育てしやすい環境条件を整え、もう少し出生率を上げていくという政府や国民にとっての「努力期間」と考えるべきなのだろう、と思います。

本日は大変お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。十分な時間がとれなくて恐縮でございますし、また御参加の皆様から実は大変詳細な質問もいただいているのですが、いくつかはこなせたのですけれども、いくつかはそのままになっております。私の不手際でございます。おわびいたします。

どうもきょうはありがとうございました。パネリストの皆さんに拍手をお願いいたします。

(拍手)